

申請

児童手当を受けるには 申請が必要です

児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方（保護者のうち所得の高い方）に支給されます。

児童手当を受けるには養育している方の申請が必要です。出生や転入等が生じた場合は15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

▼申請時に必要なもの

- ・印鑑（スタンプ印を除く）
 - ・家族全員の健康保険証の写し
 - ・平成27年1月2日以降に当別町に転入された方は、平成27年1月1日の住所地から交付される平成27年度（平成26年分）児童手当用所得証明書
- ※その他必要に応じて提出するものもあります。公務員は勤務先での手続きとなります。

▼支給額（月額）

年齢区分	児童手当	※特例給付
3歳未満	15,000円	一律 5,000円
3歳以上 ～小学校 修了前	第1・2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	※所得制限 限度額以上

▼こんなときは手続きが必要です

- ・転入や転出する
- ・出生などにより児童の増減があった
- ・児童と別居した
- ・金融機関の統廃合などにより支店や口座番号が変わった
- ・公務員になった・退職した

▼問合せ 福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

無償配布

乳幼児のいる家庭へ 町指定ごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、乳幼児のいる家庭へ「おむつ用ごみ袋無償配布事業」を実施しています。

▼対象

2歳未満の乳幼児のいる家庭

▼配布内容

乳幼児1人当たり1カ月につき町指定ごみ袋（20ℓ袋）を10枚

▼配布期間等

5月9日（月）～13日（金）
10時～16時

▼配布場所 ゆとろ、太美出張所（太美郵便局内）

※対象家庭には、4月中旬に別途ご案内します。

▼問合せ 保健課（ゆとろ内・☎23-2346）

納税

町税の納付には口座振替を！

口座振替は、便利・確実・安心です。

- ・便利です 納期毎に金融機関等に出掛ける手間がありません。
- ・確実です うっかり納め忘れることがなくなります。
- ・安心です 納付のために現金を持ち歩く必要がなくなります。

▼申込み 町内の金融機関に、申込用紙があります。預貯金通帳・通帳の届出印・納税通知書を持参し、店舗窓口で申込みください。※口座振替の開始は、申込みした月の翌月以降の納期からです。

▼問合せ 税務課納税係（☎23-2341）

夜間

町税と町営住宅使用料の 夜間窓口を開設しています

夜間窓口では、町税と町営住宅使用料（家賃）の納付に関する相談などをお受けしています。

■今月の夜間窓口（共通）

4月14日（木）・28日（木）
19時30分まで

▼場所・問合せ 町税窓口：税務課納税係（☎23-2341）

町営住宅使用料窓口：建設課管理住宅係（☎23-3197）

広告

広告

水道

水道の届け出を忘れずに

水道の使用を停止・開始する場合は、届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口の他、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料をお支払いいただくことになりますので、忘れずにご連絡ください。

また、所有者名義の変更や家屋解体などによる給水装置、排水設備の撤去をする時は、書類による届出が必要です。

なお、水道料金等の支払いは口座振替が便利です。支払いのために金融機関等へ出向く必要がなく、支払いもれの心配がありません。手続きは問合せください。

▼問合せ 上下水道課業務係
(☎ 22 - 2411)

募集

北海道警察官を募集します

▼募集人員

男性A区分（大卒程度） 145名
男性B区分（A区分以外） 65名
女性A区分（大卒程度） 30名
女性B区分（A区分以外） 20名

▼受験資格

昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（平成29年4月1日現在で18歳以上33歳未満）

▼受付期限 4月15日（金）

※電子申請は4月13日（水）まで。

▼試験日 1次試験 5月8日（日）

2次試験 6月中旬から7月上旬
※合格発表予定は7月29日（金）

▼問合せ 札幌方面北警察署（☎ 011 - 727 - 0110・内線 221）、
当別交番（☎ 23 - 2151）

※詳細は北警察署のホームページをご覧ください。

防災

防災マップを改訂しました

防災マップ（平成22年作成）について、内容をリニューアルし広報4月号とともに全戸配布しています。手の届くところにおいていただき、「防災と減災」のためにご活用ください。

▼問合せ 総務課総務係（☎ 23 - 2330）

北警察署

テロの未然防止

5月に三重県で行われる主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）の開催に伴い、北海道警察では、空港や港・駅などの警戒警備を強化します。不審な人や車、物などを見かけたときは、警察まで。

▼問合せ 札幌方面北警察署
(☎ 011 - 727 - 0110)

広 告

広 告

広 告

広 告



平成 28 年 春の火災予防運動を実施します

当別消防署

4月20日から
30日までの
11日間

これから火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、この運動は、町民の方々に防火の意識を高めていただくことにより火災の発生・拡大を防止し、火災から大事な「生命・身体・財産」を守ることを目的としています。

当別消防署では期間中、次の行事などを行います。

なお、例年4月下旬開催しています「とうべつ消防フェスティバル」は、今年は7月に開催予定です。

■全国統一防火標語

「無防備な心に火災が
かくれんぼ」



▼運動期間中の主な行事・活動

- ・防火マラソン 4/23 (土)
子どもたちが町内を走り、火災予防の普及を図ります。
- ・火災予防店頭広報 4/21 (木)
大型店舗前にて住宅用火災警報器の設置向上を呼びかけます。
- ・期間中、防火懸垂幕・防火のぼりなどの掲揚や、消防団員などが一人暮らしの高齢者宅や一般家庭を訪問し住宅用火災警報器の設置を呼びかけるなど活動します。

▼詳細 当別消防署予防課予防係
(☎ 23 - 2537)

※その他詳細は、当別消防署ホームページへ掲載しています。

町政功労者逝去

●大山 豊さん (元町)

平成28年2月23日逝去(93歳)
昭和57年町政功労者賞受賞

<経歴>

昭和23年から昭和57年まで町職員として勤務され、町政発展のために寄与されました。ご冥福をお祈りいたします。

●配野 博さん (太美町)

平成28年3月9日逝去(93歳)
昭和58年町政功労者賞受賞

<経歴>

昭和18年から昭和57年まで町職員および石狩北部地区消防事務組合職員として勤務され、町政発展のために寄与されました。ご冥福をお祈りいたします。

広 告

●当別消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は、火災をいち早く発見し、逃げ遅れによる死者を出さない、又、火災による被害を最小限度におさえるための、切り札です!!

みなさんの大切な「生命・財産」を守るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう!!

(お問い合わせ先)

当別消防署予防課予防係 23-2537



広 告